

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

262

複数計上:

施設名:	島村抱月生誕地顕彰の杜公園	担当課:	教育	教育 金城分室
所在地:	浜田市金城町小国イ462番地、イ466番	管理形態:	直営	H~H
目的:	島村抱月の功績を讃え地域連帯意識の高揚と都市交流の促進			
設置条例:	島村抱月公園条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	H13

## I 施設の基本的事項

事業内容:	公園(一般)			
施設区分:	公園			
施設内容:	【敷地面積】1,150.00㎡、【土地所有者】市 ① 公園(1,150.00㎡)② メロディボックス(1式)③ 東屋(14.00㎡)④ 便所(10.65㎡)			
利用対象者:	不明		0 人	利用者H17:
料金体系等:	無料			利用者H18:
				利用者H19:
施設職員(人)	常勤 1 人	嘱・パート:	0 人	利用者H20:
	(うち市職員) 正規: 1 主任主事1%	嘱:		利用者H21:
		臨:		
		パ:		
代替・類似施設の有無				

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)	
利用料等	0	0	0	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	12,750
指定管理料					一般財源:	50
市補助金					国県支出金:	0
市委託金					起債:	12,700
その他					その他:	
収入合計	0	0	0			
光熱水費	66	77	65	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21利用度(利用者/対象者)	回
委託費			0			
人件費	72	72	72		H21受益者負担率(利用料等/支出合計)	0.0%
その他	26	26	26			
支出合計	164	175	163			
大規模修繕:H22~H27				改修:H22~H27		
施設設置の効果						

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。 収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。 市内に民間を含め、類似施設がない。
効率性:	1	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。 利用者が増加している。 収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。 現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	経費も多額にかかっておらず、地元住民を中心に管理していただき、「日本新劇の父」とも呼ばれる島村抱月の顕彰のため、生誕地である金城において今後も存続していきたい。
総合評価:	存続	島村抱月顕彰という特殊要因があり、地元住民を中心とした管理がなされ、経費も少ないので存続。今後もコスト削減に努めるとともに、更なる利活用と島村抱月の顕彰に努められたい。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

242

複数計上:

施設名:	浜田市旭ふるさと歴史公園	担当課:	教育	教育 旭分室
所在地:	浜田市旭町本郷362番地9	管理形態:	直営	H8~
目的:	遺跡のレプリカによる保存			
設置条例:	旭ふるさと歴史公園条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	平成7年

## I 施設の基本的事項

事業内容:	開園時に島根県より借受けた「やつおもて古墳群」の出土遺物は平成21年6月5日に返却した。			
施設区分:	公園			
施設内容:	【構造・階】木造1階2棟、【敷地面積】7,400㎡、【延床面積】158.00㎡、【土地所有者】市 ①資料館96.00㎡②休憩室62.00㎡			
利用対象者:	特になし 利用者数については不詳		0 人	利用者H17: 0
料金体系等:	無料			利用者H18: 0
				利用者H19: 0
施設職員(人)	常勤 1 人 嘱・パート: 0 人			利用者H20: 0
	(うち市職員) 正規: 1 主任主事1% 嘱: 臨: パ: 2			利用者H21: 0
代替・類似施設の有無	無			

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)	
利用料等	0	0	0	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	131,935
指定管理料	0	0	0		一般財源:	33,035
市補助金	0	0	0		国県支出金:	0
市委託金	0	0	0		起債:	98,900
その他	0	0	0		その他:	0
収入合計	0	0	0			
光熱水費	90	90	90	(支出)	H21利用度(利用者/対象者)	回
委託費	502	502	502	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率(利用料等/支出合計)	0.0%
人件費	72	72	72			
その他	0	0	0			
支出合計	664	664	664			
大規模修繕:H22~H27				改修:H22~H27	下水道接続工事(H23)	1,820
施設設置の効果						

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。 収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。 市内に民間を含め、類似施設がない。 会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:	1	利用者が増加している。 収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。 現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	島根県からの要請で「やつおもて18号墳」のレプリカを造った経緯があり、縮小しても存続。
総合評価:	存続	設置の経緯や遺跡発掘記念の特殊性から、低コストの維持と利用増を前提に存続。無人の資料室は、防犯面や説明サービスの不足が懸念され、他に旭の資料館もあることから、廃止も含め検討されたい。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続: 利用者数=梅狩り参加者のみ

整理番号

225

複数計上:

施設名:	梅林公園	担当課:	建設	三隅建設課
所在地:	浜田市三隅町三隅地内	管理形態:	直営	H~H
目的:	児童の健全育成と地域住民の福祉向上 (建設費用不明)			
設置条例:	三隅公園条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	S47年度

## I 施設の基本的事項

事業内容:	S47年に住民により記念植樹された1018本の梅林公園 初春には花を楽しみ、6月には梅狩りを開催			
施設区分:	公園	トイレ		
施設内容:	【敷地面積】19,000.00㎡、【土地所有者】市			
利用対象者:	主に三隅自治区	6,881 人	利用者H17:	230
料金体系等:	産業課が主催する梅狩り料金:一袋500円		利用者H18:	230
			利用者H19:	250
施設職員 (人)	常勤 1 人 嘱・パート: 0 人		利用者H20:	300
	(うち市職員) 正規: 1 嘱: 臨: パ:		利用者H21:	250
代替・類似 施設の有無	大麻山公園、龍雲寺公園、三隅公園			

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)	
利用料等	185	226	179	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	0
指定管理料	0	0	0		一般財源:	0
市補助金	0	0	0		国県支出金:	
市委託金	0	0	0		起債:	
その他	0	0	0		その他:	
収入合計	185	226	179		H21利用度(利用者/対象者)	0.04 回
光熱水費	26	26	0	(支出)	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計)	7.6 %
委託費	1,995	2,153	2,152	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。		
人件費	182	192	192			
その他	0	16	0			
支出合計	2,203	2,387	2,344			
大規模修繕: H22~H27	-	0	改修: H22~H27	-	0	
施設設置 の効果	梅開花シーズンと、梅狩りを楽しめる 観光地の一つ					

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
		市内に民間を含め、類似施設がない。
		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。 現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	S47年に住民により記念植樹された1018本の梅林公園で、初春には花を楽しみ、6月には梅狩りを開催しており、三隅自治区の観光地として現状維持の必要がある。
総合評価:	存続	三隅自治区の観光地として県内外から多くの観光客が訪れており存続。 コストの低減やPRとともに、収入につながる施策も検討されたい。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続: 建築費用＝公有財産台帳に基づく

整理番号

224

複数計上:

施設名:	大麻山公園	担当課:	建設	三隅建設課
所在地:	浜田市三隅町室谷地内	管理形態:	直営	H～H
目的:	児童の健全育成と地域住民の福祉向上			
設置条例:	三隅公園条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	S50年度

## I 施設の基本的事項

**事業内容:** 中国自然歩道も整備され、四季を通して観光客が訪れる公園  
山頂からは日本海が一望でき、三隅自治区の観光スポットである

**施設区分:** 公園 トイレ

**施設内容:** 【敷地面積】8,380.00㎡、【土地所有者】市

**利用対象者:** 主に観光客(利用者数不明) 60,180 人 利用者H17:

**料金体系等:** 無料 利用者H18:

**施設職員(人):** 常勤  1 人 嘱・パート:  0 人 利用者H19:

(うち市職員) 正規:  1 嘱:  臨:  パ:  利用者H20:

**代替・類似施設の有無:** 龍雲寺公園、三隅公園、梅林公園 利用者H21:

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)	
利用料等	0	0	0	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	8,240
指定管理料	0	0	0		一般財源:	8,240
市補助金	0	0	0		国県支出金:	
市委託金	0	0	0		起債:	
その他	0	0	0		その他:	
収入合計	0	0	0			
光熱水費	93	87	128	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21利用度(利用者/対象者)	回
委託費	1,407	1,502	1,502		H21受益者負担率(利用料等/支出合計)	0.0%
人件費	175	134	134			
その他	161	184	156			
支出合計	1,836	1,907	1,920			
大規模修繕:H22～H27	-	0	改修:H22～H27	-	0	
施設設置の効果	県内外から観光客が訪れる観光地の一つ。					

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	<input type="text"/> 1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	<input type="text"/> 1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	<input type="text"/>	市内に民間を含め、類似施設がない。
	<input type="text"/>	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:	<input type="text"/>	利用者が増加している。
	<input type="text"/>	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	<input type="text"/>	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	<input type="text"/> 存続	四季を通じて観光客が訪れる公園であり、現状維持の必要がある。
総合評価:	<input type="text"/> 存続	四季を通して地元以外からも観光客が訪れる公園であり存続。 コストの低減やPRとともに、経済的効果や収入につながる施策も検討されたい。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続: 建築費用＝公有財産台帳も基づく

整理番号

223

複数計上:

施設名:	竜雲寺公園	担当課:	建設	三隅建設課
所在地:	浜田市三隅町芦谷地内	管理形態:	直営	H～H
目的:	児童の健全育成と地域住民の福祉向上			
設置条例:	三隅公園条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	S50年度

## I 施設の基本的事項

事業内容:	四季を通して観光客が訪れる三隅自治区の観光スポット 毎年、秋には観光協会主催の「石州心の旅」の会場となっている			
施設区分:	公園	トイレ		
施設内容:	【構造・階】階、【敷地面積】14,400.00㎡、【延床面積】㎡、【土地所有者】市			
利用対象者:	主に観光客(利用者数不明)	60,180 人	利用者H17:	
料金体系等:	無料		利用者H18:	
			利用者H19:	
施設職員(人)	常勤 0 人 嘱・パート: 1 人		利用者H20:	
	(うち市職員) 正規: 0 嘱: 臨: パ:		利用者H21:	
代替・類似施設の有無	大麻山公園、三隅公園、梅林公園			

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)	
利用料等	0	0	0	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	6,901
指定管理料	0	0	0		一般財源:	6,901
市補助金	0	0	0		国県支出金:	0
市委託金	0	0	0		起債:	
その他	0	0	0		その他:	
収入合計	0	0	0			
光熱水費	24	25	21	(支出)	H21利用度(利用者/対象者)	回
委託費	2,307	2,412	2,412	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率(利用料等/支出合計)	0.0 %
人件費	265	270	270			
その他	5	9	51			
支出合計	2,601	2,716	2,754			
大規模修繕:H22～H27	-	0	改修:H22～H27	-	0	
施設設置の効果	県内外からの観光客が訪れる観光地の一つ					

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
		市内に民間を含め、類似施設がない。
		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
		現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	四季を通して観光客が訪れる三隅自治区の観光スポットであり、現状維持の必要がある
総合評価:	存続	三隅自治区の観光地として県内外から多くの観光客が訪れており存続。 コストの低減やPRとともに、有料化など収入につながる施策も検討されたい。



# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

134

複数計上:

施設名:	堂床山生活環境保全林	担当課:	産業経済 金城産業課
所在地:	浜田市金城町久佐	管理形態:	直営
目的:	生活環境の保全形成及び保健休養等森林がもつ公益的機能の充実を図る。		
設置条例:	堂床山生活環境保全林条例	自治法第244条の2第1項	建築年度: H7

## I 施設の基本的事項

**事業内容:** ①地域住民の憩いの場の提供 ②地域住民の健康増進等の場の提供 ③地域住民の交流等を図る場の提供  
④その他必要な事業

**施設区分:** 森林公園

**施設内容:** 【敷地面積】353,896㎡、【土地所有者】市  
①生活環境保全林(保安林)(232,460㎡)②展望広場(33,434㎡)③子供広場(10,148㎡)④放牧地(3,176㎡)  
⑤山林(72,783㎡)

**利用対象者:** 市民  60,180 人 利用者H17:

**料金体系等:**  利用者H18:   
利用者H19:

**施設職員(人):** 常勤  1 人 嘱・パート:  0 人 利用者H20:   
(うち市職員) 正規:  1 主事1% 嘱:  臨:  パ:  利用者H21:

**代替・類似施設の有無**

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)	
利用料等	0	0	0	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	0
指定管理料		0	0		一般財源:	
市補助金		0	0		国県支出金:	
市委託金	0	0	0		起債:	
その他		0	0		その他:	0
収入合計	0	0	0		H21利用度(利用者/対象者)	回
光熱水費		0	0	(支出)	H21受益者負担率	0.0 %
委託費	2,604	2,447	2,940	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	利用料等/支出合計)	
人件費	49	49	49			
その他	0					
支出合計	2,653	2,496	2,989			
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27		
施設設置の 効果						

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	<input type="text"/> 1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	<input type="text"/> 1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	<input type="text"/> 1	市内に民間を含め、類似施設がない。
効率性:	<input type="text"/>	利用者が増加している。
	<input type="text"/>	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	<input type="text"/> 1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	<input type="text"/> 存続	生活環境保全林として、島根県が整備。平成10年金城町が管理を受託。平成12年金城町の所有となる。山頂からの展望が良く、校外学習、レク活動、ピクニック、子供の星空観察など市内外から利用。子ども広場には遊具、芝生が整備され、身近な公園として利用されている。ライディングパークの再開により、利用者の増加が見込まれる。
総合評価:	<input type="text"/> 存続	再開するライディングパークと連携し、PRなど市内外の利用増とコスト低減を前提に存続。展望広場への道路の安全性向上や、頂上のトイレなど設備の管理について検討を要する。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

138

複数計上:

施設名:	久佐農村公園	担当課:	建設	金城建設課
所在地:	浜田市金城町久佐イ1138番地1	管理形態:	直営	H~H
目的:	公園広場の活用による連帯意識の高揚と農業者の健康増進及び体力向上を図り、地域活動の推進及び農業振興に資する。			
設置条例:	農山漁村地域公園条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	H7

## I 施設の基本的事項

事業内容:	・地域住民への憩いの場、健康増進・体力向上及びレクリエーション活動の場、交流・連帯意識の高揚を図るための場として提供。 ・その他、地域公園の設置の目的を達成するために必要な事業を行う。			
施設区分:	農村公園			
施設内容:	【敷地面積】1,888.00㎡、【土地所有者】市・民間			
利用対象者:	周辺の7集落を利用対象として整備 対象者数はH18に調べた数。	388	人	利用者H17: <input type="text"/>
料金体系等:	無料 (利用者数不明)			利用者H18: <input type="text"/>
				利用者H19: <input type="text"/>
施設職員(人)	常勤 <input type="text"/> 1 人	嘱・パート:	<input type="text"/> 0 人	利用者H20: <input type="text"/>
	(うち市職員) 正規: <input type="text"/> 1 主任主事1%	嘱:	<input type="text"/> 臨: <input type="text"/> パ: <input type="text"/>	利用者H21: <input type="text"/>
代替・類似施設の有無	<input type="text"/>			

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。	建設費用(千円)
利用料等	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計 <input type="text"/> 17,438
指定管理料	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		一般財源: <input type="text"/> 8,719
市補助金	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		国県支出金: <input type="text"/> 8,719
市委託金	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		起債: <input type="text"/> 0
その他	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		その他: <input type="text"/>
収入合計	<input type="text"/> 0	<input type="text"/> 0	<input type="text"/> 0		H21利用度(利用者/対象者) <input type="text"/> 回
光熱水費	<input type="text"/> 17	<input type="text"/> 19	<input type="text"/> 18	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) <input type="text"/> %
委託費	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		
人件費	<input type="text"/> 72	<input type="text"/> 72	<input type="text"/> 72		
その他	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		
支出合計	<input type="text"/> 89	<input type="text"/> 91	<input type="text"/> 90		
大規模修繕: H22~H27	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	改修: H22~H27	街灯修理 <input type="text"/> 29
施設設置の効果	<input type="text"/>				

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	<input type="text"/> 1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。 収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。 市内に民間を含め、類似施設がない。 会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:	<input type="text"/>	利用者が増加している。 収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。 現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	<input type="text"/> 存続	地元住民により草刈・清掃を行い、利用されている。引き続き存続施設としたい。
総合評価:	<input type="text"/> 存続	地域住民によって、利用とともに除草などの管理も行われており存続。市民が関心を持てる魅力ある公園にいくこと。ただし、利用は地元住民に限られた施設であり、管理している地元への譲渡も検討すべき。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

139

複数計上:

施設名:	美又農村公園	担当課:	建設	金城建設課
所在地:	浜田市金城町追原886番地	管理形態:	直営	H~H
目的:	公園広場の活用による連帯意識の高揚と農業者の健康増進及び体力向上を図り、地域活動の推進及び農業振興に資する。			
設置条例:	農山漁村地域公園条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	H7

## I 施設の基本的事項

事業内容:	・地域住民への憩いの場、健康増進・体力向上及びレクリエーション活動の場、交流・連帯意識の高揚を図るための場として提供。 ・その他、地域公園の設置の目的を達成するために必要な事業を行う。			
施設区分:	農村公園			
施設内容:	【敷地面積】1,652.00㎡、【土地所有者】市・民間			
利用対象者:	周辺の3集落を利用対象として整備 対象者数はH18に調べた数。	175	人	利用者H17: <input type="text"/>
料金体系等:	(利用者数不明)			利用者H18: <input type="text"/>
				利用者H19: <input type="text"/>
施設職員(人)	常勤 <input type="text"/> 1 人	嘱・パート: <input type="text"/> 0 人		利用者H20: <input type="text"/>
	(うち市職員) 正規: <input type="text"/> 1 主任主事1%	嘱: <input type="text"/> 臨: <input type="text"/> パ: <input type="text"/>		利用者H21: <input type="text"/>
代替・類似施設の有無	<input type="text"/>			

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。	建設費用(千円)
利用料等	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計 <input type="text"/> 6,150
指定管理料	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		一般財源: <input type="text"/> 3,075
市補助金	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		国県支出金: <input type="text"/> 3,075
市委託金	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		起債: <input type="text"/> 0
その他	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		その他: <input type="text"/>
収入合計	<input type="text"/> 0	<input type="text"/> 0	<input type="text"/> 0		H21利用度(利用者/対象者) <input type="text"/> 回
光熱水費	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) <input type="text"/> %
委託費	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		
人件費	<input type="text"/> 72	<input type="text"/> 72	<input type="text"/> 72		
その他	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		
支出合計	<input type="text"/> 72	<input type="text"/> 72	<input type="text"/> 72		
大規模修繕: H22~H27	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	改修: H22~H27	<input type="text"/>
施設設置の効果	<input type="text"/>				

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	<input type="text"/> 1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。 収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。 市内に民間を含め、類似施設がない。 会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:	<input type="text"/>	利用者が増加している。 収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。 現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	<input type="text"/> 存続	地元住民により草刈・清掃を行い、利用されている。引き続き存続施設としたい。
総合評価:	<input type="text"/> 存続	地域住民によって、利用とともに除草などの管理も行われており存続。市民が関心を持てる魅力ある公園にいくこと。ただし、利用は地元住民に限られた施設であり、管理している地元への譲渡も検討すべき。



# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

135

複数計上:

施設名:	上来原農村公園	担当課:	建設	金城建設課
所在地:	浜田市金城町上来原380番地	管理形態:	直営	H~H
目的:	公園広場の活用による連帯意識の高揚と農業者の健康増進及び体力向上を図り、地域活動の推進及び農業振興に資する。			
設置条例:	農山漁村地域公園条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	H4

## I 施設の基本的事項

事業内容:	・地域住民への憩いの場、健康増進・体力向上及びレクリエーション活動の場、交流・連帯意識の高揚を図るための場として提供。 ・その他、地域公園の設置の目的を達成するために必要な事業を行う。			
施設区分:	農村公園			
施設内容:	【敷地面積】2,366.00㎡、【土地所有者】市			
利用対象者:	周辺の4集落を利用対象として整備 対象者数はH18に調べた数。	283	人	利用者H17: <input type="text"/>
料金体系等:	無料 (利用者数不明)			利用者H18: <input type="text"/>
				利用者H19: <input type="text"/>
施設職員(人)	常勤 <input type="text"/> 1 人	嘱・パート: <input type="text"/> 0 人		利用者H20: <input type="text"/>
	(うち市職員) 正規: <input type="text"/> 1 主任主事1%	嘱: <input type="text"/> 臨: <input type="text"/> パ: <input type="text"/>		利用者H21: <input type="text"/>
代替・類似施設の有無	<input type="text"/>			

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。	建設費用(千円)	
利用料等	0			利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	11,372
指定管理料					一般財源:	5,686
市補助金					国県支出金:	5,686
市委託金					起債:	
その他					その他:	0
収入合計	0	0	0			
光熱水費	32	34	33	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21利用度(利用者/対象者)	回
委託費			0			
人件費	72	72	72			
その他						
支出合計	104	106	105			H21受益者負担率(利用料等/支出合計)
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27		
施設設置の効果						

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	<input type="text"/> 1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。 収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。 市内に民間を含め、類似施設がない。 会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:	<input type="text"/>	利用者が増加している。 収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。 現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	<b>存続</b>	地元住民により草刈・清掃を行い、利用されている。引き続き存続施設としたい。
総合評価:	<b>存続</b>	地域住民によって、利用とともに除草などの管理も行われており存続。市民が関心を持てる魅力ある公園にいくこと。ただし、利用は地元住民に限られた施設であり、管理している地元への譲渡も検討すべき。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

136

複数計上:

施設名:	新開農村公園	担当課:	建設	金城建設課
所在地:	浜田市金城町七条イ1035番地1	管理形態:	直営	H~H
目的:	公園広場の活用による連帯意識の高揚と農業者の健康増進及び体力向上を図り、地域活動の推進及び農業振興に資する。			
設置条例:	農山漁村地域公園条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	H6

## I 施設の基本的事項

事業内容:	・地域住民への憩いの場、健康増進・体力向上及びレクリエーション活動の場、交流・連帯意識の高揚を図るための場として提供。 ・その他、地域公園の設置の目的を達成するために必要な事業を行う。			
施設区分:	農村公園			
施設内容:	【敷地面積】820.00㎡、【土地所有者】市・民間			
利用対象者:	周辺の1集落を利用対象として整備 対象者数はH18に調べた数。	196	人	利用者H17: <input type="text"/>
料金体系等:	無料 (利用者数不明)			利用者H18: <input type="text"/>
				利用者H19: <input type="text"/>
施設職員(人)	常勤 <input type="text"/> 1 人	嘱・パート: <input type="text"/> 0 人		利用者H20: <input type="text"/>
	(うち市職員) 正規: <input type="text"/> 1 主任主事1%	嘱: <input type="text"/> 臨: <input type="text"/> パ: <input type="text"/>		利用者H21: <input type="text"/>
代替・類似施設の有無	<input type="text"/>			

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。	建設費用(千円)
利用料等	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計 <input type="text"/> 6,696
指定管理料	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		一般財源: <input type="text"/> 3,348
市補助金	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		国県支出金: <input type="text"/> 3,348
市委託金	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		起債: <input type="text"/>
その他	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		その他: <input type="text"/> 0
収入合計	<input type="text"/> 0	<input type="text"/> 0	<input type="text"/> 0		H21利用度(利用者/対象者) <input type="text"/> 回
光熱水費	<input type="text"/> 0	<input type="text"/>	<input type="text"/>	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) <input type="text"/> %
委託費	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		
人件費	<input type="text"/> 72	<input type="text"/> 72	<input type="text"/> 72		
その他	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> 0		
支出合計	<input type="text"/> 72	<input type="text"/> 72	<input type="text"/> 72		
大規模修繕: H22~H27	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	改修: H22~H27	滑り谷修繕(塗装) <input type="text"/> 140
施設設置の効果	<input type="text"/>				

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	<input type="text"/> 1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。 収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。 市内に民間を含め、類似施設がない。 会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:	<input type="text"/>	利用者が増加している。 収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。 現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	<input type="text"/> 存続	地元住民により草刈・清掃を行い、利用されている。引き続き存続施設としたい。
総合評価:	<input type="text"/> 存続	地域住民によって、利用とともに除草などの管理も行われており存続。市民が関心を持てる魅力ある公園にいくこと。ただし、利用は地元住民に限られた施設であり、管理している地元への譲渡も検討すべき。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

137

複数計上:

施設名:	波佐農村公園	担当課:	建設	金城建設課
所在地:	浜田市金城町長田イ3番地1	管理形態:	直営	H~H
目的:	公園広場の活用による連帯意識の高揚と農業者の健康増進及び体力向上を図り、地域活動の推進及び農業振興に資する。			
設置条例:	農山漁村地域公園条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	H6

## I 施設の基本的事項

**事業内容:** ・地域住民への憩いの場、健康増進・体力向上及びレクリエーション活動の場、交流・連帯意識の高揚を図るための場として提供。  
・その他、地域公園の設置の目的を達成するために必要な事業を行う。

**施設区分:** 農村公園

**施設内容:** 【敷地面積】3,712.㎡、【土地所有者】市・民間

**利用対象者:** 周辺の11集落を利用対象として整備 対象者数はH18に調べた数。  人 利用者H17:

**料金体系等:** 無料 (利用者数不明) 利用者H18:   
利用者H19:

**施設職員(人):** 常勤  人 嘱・パート:  人 利用者H20:   
(うち市職員) 正規:  主任主事1% 嘱:  臨:  パ:  利用者H21:

**代替・類似施設の有無**

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。	建設費用(千円)
利用料等	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計 <input type="text" value="28,928"/>
指定管理料	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		一般財源: <input type="text" value="14,464"/>
市補助金	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		国県支出金: <input type="text" value="14,464"/>
市委託金	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		起債: <input type="text"/>
その他	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		その他: <input type="text"/>
収入合計	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="0"/>		H21利用度(利用者/対象者) <input type="text" value="回"/>
光熱水費	<input type="text" value="17"/>	<input type="text" value="19"/>	<input type="text" value="18"/>	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計) <input style="font-size: 2em; vertical-align: middle;" type="text" value="%"/>
委託費	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		
人件費	<input type="text" value="72"/>	<input type="text" value="72"/>	<input type="text" value="72"/>		
その他	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		
支出合計	<input type="text" value="89"/>	<input type="text" value="91"/>	<input type="text" value="90"/>		
大規模修繕: H22~H27	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	改修: H22~H27	<input type="text"/>
施設設置の 効果	<input type="text"/>				

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

**必要性:**  施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。  
 収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。  
 市内に民間を含め、類似施設がない。  
 会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

**効率性:**  利用者が増加している。  
 収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。  
 現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

**一次評価:**  地元住民により草刈・清掃を行い、利用されている。引き続き存続施設としたい。

**総合評価:**  地域住民によって、利用とともに除草などの管理も行われており存続。市民が関心を持てる魅力ある公園にいくこと。ただし、利用は地元住民に限られた施設であり、管理している地元への譲渡も検討すべき。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

171

複数計上:

施設名:	小角農村公園	担当課:	建設	弥栄建設課
所在地:	浜田市弥栄町三里イ55番1他	管理形態:	直営	
目的:	公園広場の活用による連帯意識の高揚と農林漁業者等の健康増進及び体力向上を図り、地域活動の推進及び農林漁業の振興に資する			
設置条例:	農山漁村地域公園条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	平成8年度

## I 施設の基本的事項

事業内容:	地域住民の憩いの場 農村総合整備事業により設置			
施設区分:	農村公園			
施設内容:	【敷地面積】2,272.00㎡ 【土地所有者】市 トイレ、藤棚、ベンチ			
利用対象者:	地域住民(利用者不明)		0 人	利用者H17: <input type="text"/>
料金体系等:				利用者H18: <input type="text"/>
				利用者H19: <input type="text"/>
施設職員(人)	常勤 <input type="text"/> 1 人	嘱・パート:	<input type="text"/> 0 人	利用者H20: <input type="text"/>
	(うち市職員) 正規: <input type="text"/> 1 主任主事1%	嘱:	<input type="text"/>	利用者H21: <input type="text"/>
		臨:	<input type="text"/>	
		パ:	<input type="text"/>	
代替・類似施設の有無	無			

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)	
利用料等	0	0	0	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	16,068
指定管理料	0	0	0		一般財源:	694
市補助金	0	0	0		国県支出金:	10,374
市委託金	0	0	0		起債:	5,000
その他	0	0	0		その他:	0
収入合計	0	0	0			
光熱水費	30	30	30	(支出)	H21利用度(利用者/対象者)	回
委託費	21	21	21	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率(利用料等/支出合計)	0.0 %
人件費	72	72	72			
その他	56	56	56			
支出合計	179	179	179			
大規模修繕:H22~H27				改修:H22~H27		
施設設置の効果	地域住民、特に子供会の活用及びボランティア精神の高揚					

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	<input type="text"/> 1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	<input type="text"/> 1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	<input type="text"/> 1	市内に民間を含め、類似施設がない。
効率性:	<input type="text"/>	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
	<input type="text"/>	利用者が増加している。
	<input type="text"/> 1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
一次評価:	<input type="text"/> 1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
	<input type="text"/> 存続	引き続き市が管理
総合評価:	<input type="text"/> 存続	地域住民の憩いの場であり存続。経費は少ないが利用も少なく、利用促進策など魅力ある公園を目指すとともに、利用は地元住民に限られた施設であり、管理している地元への譲渡も検討されたい。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

172

複数計上:

施設名:	北山沢公園	担当課:	建設	弥栄建設課
所在地:	浜田市弥栄町三里イ80番1他	管理形態:	直営	H~H
目的:	公園広場の活用による連帯意識の高揚と農林漁業者等の健康増進及び体力向上を図り、地域活動の推進及び農林漁業の振興に資する			
設置条例:	農山漁村地域公園条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	平成17年度

## I 施設の基本的事項

事業内容:	水とのふれあい及び広葉樹やバードウォッチング等自然とのふれあい 県営中山間地域総合整備事業(やさかの里地区)により設置			
施設区分:	農村公園			
施設内容:	【構造・階】階、【敷地面積】6,014.91㎡、【延床面積】㎡、【土地所有者】市 池、駐車場			
利用対象者:		0 人	利用者H17:	
料金体系等:			利用者H18:	
			利用者H19:	
施設職員 (人)	常勤 1 人 嘱・パート: 0 人		利用者H20:	
	(うち市職員) 正規: 1 主任主事1% 嘱: 臨: パ:		利用者H21:	
代替・類似 施設の有無	無			

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。	建設費用(千円)	
利用料等				利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	0
指定管理料		0			一般財源:	
市補助金					国県支出金:	
市委託金					起債:	
その他					その他:	0
収入合計	0	0	0		H21利用度(利用者/対象者)	回
光熱水費				(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計)	%
委託費	2,520	2,520	2,468			
人件費	72	72	72			
その他	0	0	0			
支出合計	2,592	2,592	2,540			
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27		
施設設置 の効果	ふるさと体験村利用者へのサービス向上					

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
		収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
	1	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	引き続き市が管理
総合評価:	存続	樹木管理費等のコスト縮減とともに、広域林道開通後の利用者増を前提に存続。ふるさと体験村との連携強化や、地元住民の利用促進策など、魅力ある公園にしていく努力が必要であり、その過程での譲渡や、利用が少ない場合は廃止も含め検討されたい。



# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

150

複数計上:

施設名:	大谷農村公園	担当課:	産業経済	三隅産業課
所在地:	浜田市三隅町井野ハ95番2	管理形態:	直営	H~H
目的:	連帯意識の高揚と体力向上			
設置条例:	農山漁村地域公園条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	H9

## I 施設の基本的事項

事業内容:	・地域住民への憩いの場、健康増進・体力向上及びレクリエーション活動の場、交流・連帯意識の高揚を図るための場として提供。 ・その他、地域公園の設置の目的を達成するために必要な事業を行う。			
施設区分:	農村公園			
施設内容:	【敷地面積】2,330.00㎡、【土地所有者】市 ①休憩所(9㎡)②便所(12㎡)③倉庫(3㎡)④ベンチ8基⑤ブランコ1基⑥すべり台1基⑦水飲場1基⑧バスケットゴール1基⑨外灯2基⑩駐車場14台			
利用対象者:	主に大谷地区住民 (年間利用者不明)	105 人	利用者H17:	0
料金体系等:	無料		利用者H18:	0
			利用者H19:	0
施設職員(人)	常勤 1 人 嘱・パート: 0 人		利用者H20:	0
	(うち市職員) 正規: 1 係長1% 嘱: 臨: パ:		利用者H21:	0
代替・類似施設の有無	下今明農村公園			

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)	
利用料等	0	0	0	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	20,230
指定管理料	0	0	0		一般財源:	10,116
市補助金	0	0	0		国県支出金:	10,114
市委託金	0	0	0		起債:	0
その他	11	6	5		その他:	0
収入合計	11	6	5		H21利用度(利用者/対象者)	0.00 回
光熱水費	21	21	21	(支出)	H21受益者負担率(利用料等/支出合計)	0.0 %
委託費	180	180	180	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。		
人件費	90	90	90			
その他	52	46	106			
支出合計	343	337	397			
大規模修繕:H22~H27	-	0	改修:H22~H27	-	0	
施設設置の効果	地域交流、連帯意識の高揚					

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。 収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。 市内に民間を含め、類似施設がない。 会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。 収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。 現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	当分の間は直営であるが、将来的には地元自治会に無償譲渡を検討する。
総合評価:	存続	当面は存続とし、効率的に魅力ある公園となるよう努力されたい。 ただし、利用は地元住民に限られた施設であり、地元自治会と協議した上で譲渡を検討されたい。

# 行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

151

複数計上:

施設名:	下今明農村公園	担当課:	産業経済	三隅産業課
所在地:	浜田市三隅町井野へ1187番1	管理形態:	直営	H~H
目的:	連帯意識の高揚と体力向上			
設置条例:	農山漁村地域公園条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	平成11年

## I 施設の基本的事項

事業内容:	・地域住民への憩いの場、健康増進・体力向上及びレクリエーション活動の場、交流・連帯意識の高揚を図るための場として提供。 ・その他、地域公園の設置の目的を達成するために必要な事業を行う。			
施設区分:	農村公園			
施設内容:	【敷地面積】1,643.00㎡、【土地所有者】市 ①休憩所(9㎡)②便所(13㎡)③倉庫(2㎡)④水飲場1基⑤ブランコ1基			
利用対象者:	主に下今明地区住民	144 人	利用者H17:	0
料金体系等:	無料		利用者H18:	0
			利用者H19:	60
施設職員(人)	常勤 1 人 嘱・パート: 0 人		利用者H20:	60
	(うち市職員) 正規: 1 係長1% 嘱: 臨: パ:		利用者H21:	60
代替・類似施設の有無	大谷農村公園			

## II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)	
利用料等	0	0	0	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	18,727
指定管理料	0	0	0		一般財源:	9,365
市補助金	0	0	0		国県支出金:	9,362
市委託金	0	0	0		起債:	0
その他	0	0	0		その他:	0
収入合計	0	0	0		H21利用度(利用者/対象者)	0.42 回
光熱水費	8	10	9	(支出)	H21受益者負担率(利用料等/支出合計)	0.0 %
委託費	91	91	91	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。		
人件費	90	90	90			
その他	19	19	19			
支出合計	208	210	209			
大規模修繕:H22~H27	-	0	改修:H22~H27	-	0	
施設設置の効果	地域交流、連帯意識の高揚					

## III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。 収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。 市内に民間を含め、類似施設がない。 会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。 収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。 現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	当分の間は直営であるが、将来的には地元自治会に無償譲渡を検討する。
総合評価:	存続	当面は存続とし、効率的に魅力ある公園となるよう努力されたい。 ただし、利用は地元住民に限られた施設であり、地元自治会と協議した上で譲渡を検討されたい。